

「県内未利用資源の活用支援事業」委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

作物生産において必要不可欠な肥料や家畜においての飼料等については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況である。昨今の化学肥料の原料などに係る国際価格の上昇に対応するとともに、肥料や飼料等の資材を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要であり、その一つの手段として、県内の未利用・低利用資材の資源化を検討する必要がある。

そこで、化学肥料や飼料等への再利用が可能な、県内未利用資源について、下記の①もしくは②を行う民間事業者等を公募・採択する。

- ① 調査から利用可能性までの検証
- ② 実証試験から生産体制の構築までの検証

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業務名 県内未利用資源の活用支援事業委託業務
- (2) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 予算限度額 600,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 地方税を滞納していない者であること。

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去3年間において、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

4 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公表	令和7年4月10日（木）
② 質問受付期間	令和7年4月10日（木）～4月16日（水）17時
③ 参加申込期間	令和7年4月10日（木）～4月23日（水）17時 ※期限までに参加申込がない場合は、以後隨時受付
④ 参加資格の結果通知	令和7年4月28日（月）
⑤ 企画提案書提出期限	令和7年5月12日（月）17時
⑥ 審査期間（予定）	令和7年5月13日（火）～令和7年5月19日（月）
⑦ 契約締結	令和7年5月下旬予定

(2) 質問の受付および回答

次のとおり質問を受付し、回答する。

- ① 受付期間 令和7年4月10日（木）～4月23日（水）の17時
- ② 提出場所 下記「6 問い合わせ先」に同じ
- ③ 提出方法 質問書（別紙様式1）により、電子メールにより送信すること。
なお、電話、FAX、その他の方法での質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス：ryutsu@pref.fukui.lg.jp
- ④ 回答方法 質問提出者および参加申し込みのあった者全員に4月21日（月）17時
までに電子メールで送信する。

(3) 参加申込書の提出

次のとおり参加申込書（別紙様式2）を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年4月23日（水）17時（必着）
※期限までに参加申込がない場合は、以後隨時受付
- ② 提出書類

提出書類
○参加申込書（別紙様式2）
○企画提案参加資格宣誓書（別紙様式3）
○定款や商業登記事項証明書の写し（これに類するもの） ・なお、共同企業体にあっては、主たる企業のみで可
○過去の同種案件の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）
○共同企業体にあっては、当業務を連帶共同して行うことを記載した協定書等の写し

(参考資料)

- 企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類
- 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- 県内に事業者を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

- ③ 提出先 下記「6 問い合わせ先」に同じ
- ④ 提出方法 電子メールによる。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。

(4) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を4月28日（月）17時までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかつた旨および満たさないと判断した理由を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年5月12日（月）17時までとする。（必着）
- ② 提出書類 以下のとおり（様式は任意）

提出書類
○企画提案書 <ul style="list-style-type: none">・別添仕様書を満たす内容
○経費見積書（内訳含む） <ul style="list-style-type: none">・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること・費用の総額は上記2（4）に定める限度額を超えないこと。・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。

- ③ 提出先 下記「6 問い合わせ先」に同じ
- ④ 提出方法 電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。

⑤ 留意事項

- ・企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、一切返却しない。
- ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・応募多数の場合、事前に書類審査をすることがある。

(6) 書面審査

① 県は提出のあった企画提案書の内容を「(7) 審査方法」に基づき、下記期間において、書面審査を行い、優先交渉権者を選定する。

【書面審査実施期間（予定）】令和7年5月13日（火）～令和7年5月19日（月）

※審査に際し、企画提案内容等で確認を要する事項がある場合には、県から企画提案者に問い合わせを行うことがある。

(7) 審査方法

① 下記の評価項目に従い、提出書類の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、優れた提案者を選定する。

審査項目	審査の観点
事業実施計画書の妥当性	<ul style="list-style-type: none">事業実施計画の内容が、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。
事業実施計画書の効率性	<ul style="list-style-type: none">事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく実現性があるか。
事業実施体制の適格性	<ul style="list-style-type: none">事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか。未利用・低利用資源に関する知識を十分に有した者が参画し、これまでに類似の取組実績を有しているか。
事業の波及効果	<ul style="list-style-type: none">事業の実施年や実施者の取組のみにとどまることなく継続的な取組や地域への波及効果が期待できるか。
取組の規模	<ul style="list-style-type: none">取組の結果、未利用・低利用資源の利活用はどれくらい期待されるか。
取組の工夫	<ul style="list-style-type: none">取組のフォローアップの実施など取組の効果を高める工夫が計画に位置付けられているか

② 選考結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対し、代表者（担当者）宛電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(8) 契約の締結

書類審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

5 留意点

(1) 申請内容等について

① 本事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。

② 本事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。

③ 本事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合又は当該

事業を中止しようとする場合は、事前に福井県の承認を得なければならないこととします。ただし、福井県からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。

- ④ 応募内容についてヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。
- ⑤ 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、審査員の委員等に提供します。
- ⑥ 申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等の場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額又は一部が支払われないことがあります。
- ⑦ 選定過程及び選定後において、必要に応じて有識者による意見を踏まえ、実際の実証事業の内容を申請内容（提案内容）から変更することがあり、申請内容等のとおりに実証を行うとは限りません。

（2）事業期間中について

- ① 本事業の趣旨に鑑み、福井県農林水産部流通販売課など関係する他部局、県公設試（福井県農業試験場、福井県畜産試験場、福井県水産試験場）や大学等が適宜助言等を行うことがあります。これに伴って事業内容等を大きく変更していただく場合があります。

（3）事業完了後について

- ① 事業完了後、本事業の報告書は福井県内の未利用資源の活用に向けた取組の参考となるよう、福井県のホームページに公開予定です。
- ② 本事業終了後においても、福井県が必要と判断した場合、事業完了後に本事業に関する報告を求めることや、関係者への事情聴取及び事業成果の発表を求める場合があります。

（4）事業経費・精算について

- ① 応募申請時においては成果目標を示していただき、その達成状況及び「（3）①」における報告書の内容によっては、全部又は一部の経費を県が支払わない場合があります。
- ② 経費計上の対象期間は、原則として、福井県が事業を採択した後、福井県との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和8年3月31日までの期間とします（ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると福井県が判断した場合は、この限りではありません。）。このため、応募に要する経費等は、事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- ③ 本事業は、福井県における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- ④ 検証事業者は、本事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等）を整理し、事業完了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- ⑤ 実証事業者（コンソーシアムにおいてはその代表企業等）は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や本事業を遂行する等の義務が生じます。
- ⑥ 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを精査し、額が確定

したのち、精算払いとなります。

(5) メディア等からの問合せ等について

①メディア等から本事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に福井県に報告とともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず福井県にその内容を報告してください。また、その報告の内容について事業実施報告書への記載を求める場合があります。

(6) その他

①本事業は、補助金や交付金の類ではなく、福井県における調査事業の一環として行うものです。

②PR 映像撮影、報道機関への発信、イベント、広報活動等の協力を依頼する場合があります。

③提出書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）において、開示対象となる場合があります。

④本事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。

- a) 成果物に関する著作権※¹、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は福井県に帰属するものとする。
- b) サービス開発・技術開発等により生じた知的財産権は、本事業の契約に基づき、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条（日本版バイ・ドール条項）第 1 項の規定を準用し、同項の各号に掲げられた事項を満たしていることを条件として、原則として技術開発を実施した企業等に帰属するものとする。
- c) 成果物に含まれる実証事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- d) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実証事業者（コンソーシアムにおいてはその代表企業等）が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- e) 検証事業者は、成果物の一部修正等を福井県に認めることとする。

※1：著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

⑤本事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、「福井県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 6 号）」等により、適切に対応することとします。

a) 提供を受けた情報及び本事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業完了後についても、その秘密を保持し、本事業以外に使用しない。

⑥ 秘密の保持

福井県は、提出された提案書について福井県文書規定（昭和 61 年 4 月 1 日福井県訓令第 6 号）に基づく厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、技術開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。

6 問い合わせ先

福井県農林水産部流通販売課（県庁舎 8 階）

担当：赤木

住所：〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17-1

電話：0776-20-0419 • FAX：0776-20-0649 E-mail：ryutsu@pref.fukui.lg.jp